

令和6年度入学者用

教職課程の履修にあたって
-履修の手引き-

人文社会科学部・理学部・工学部・農学部

茨城大学全学教職センター

目次

1. 免許状取得に向けて4年間の流れ.....	1
2. 取得可能な免許状の種類	3
3. 免許状取得に係る基礎資格と単位数.....	4
4. 学びのあしあと	5
5. 茨城大学における単位の修得方法.....	6
6. 教育実習	18
7. 教職実践演習	23
8. 介護等体験	24
9. 免許状取得手続き	26
10. 教員採用試験	27
11. 教育関係ボランティアのお知らせ.....	28
12. 教育インターンシップ(iOP)	29
13. Q&A	30

1. 免許状取得に向けての4年間の流れ

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
1 年 次		新入生教職オリ エンテーション					
	教科及び教職に関する科目の履修・学びのあしあとの記入						
2 年 次	教育実習						
	介護等体験						
教科及び教職に関する科目の履修・学びのあしあとの記入							
3 年 次	教育実習	教育実習 事前指導 I				IOP・教育インターン	
	介護等体験	【前期】介護等体験直前指導／介護等体験					
教科及び教職に関する科目の履修・学びのあしあとの記入							
4 年 次	教育実習	教育実習 事前指導 V		教育実習（2週間～3週間）			
				教員採用試験			
教科及び教職に関する科目の履修・学びのあしあとの記入							

10月	11月	12月	1月	2月	3月
教科及び教職に関する科目の履修・学びのあしあとの記入					
				教育実習 ガイダンス	
			介護等体験 オリエン テーション	介護等体験 事前指導	
教科及び教職に関する科目の履修・学びのあしあとの記入					
	教育実習 事前指導Ⅱ	教育実習 事前指導Ⅲ	教育実習 事前指導Ⅳ		
シップ（任意参加）					
【後期】介護等体験直前指導／介護等体験					
教科及び教職に関する科目の履修・学びのあしあとの記入					
	教育実習 事後指導				
	教員免許状 一括申請	教職実践演習			
教科及び教職に関する科目の履修・学びのあしあとの記入					

2. 取得可能な免許状の種類

日本の学校の教師になるためには教員免許状が必要です。

教育職員免許法の第2条・第3条で幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教師は、学校の種類・教科ごとの免許状が必要と定められています（教科は中学校・高等学校のみ）。例えば、小学校の教師になるためには小学校の免許状が、中学校の数学の教師になるためには中学校（数学）の免許状が必要になります。

茨城大学において取得可能な教員免許状は以下のとおりです。なお、高等学校教諭一種免許状（情報）の免許状を取得する場合は、合わせて高等学校教諭一種免許状（数学）又は高等学校教諭一種免許状（理科）の免許も取得してください。これは、教育実習を行う際、情報の教科で実習を行う事が困難なためです。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
人文社会科学部	現代社会学科 法律経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
	人間文化学科	中学校教諭一種免許状	国語
			社会
			外国語（英語）
		高等学校教諭一種免許状	国語
			地理歴史
			公民
理学部	理学科	中学校教諭一種免許状	数学
			理科
		高等学校教諭一種免許状	数学
			理科
			情報
工学部	機械システム工学科 電気電子システム工学科 物質科学工学科 情報工学科 都市システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
農学部	食生命科学科 地域総合農学科	高等学校教諭一種免許状	理科
			農業

※本手引きでは中学校教諭一種免許状を「中一種」、高等学校教諭一種免許状を「高一種」と略して記載している箇所もあります。

3. 免許状取得に係る基礎資格と単位数

免許状の取得にあたっては次のA～Eの資格、単位、手続き等が必要になります。

A. 基礎資格

教科にかかわらず、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状ともに、「学士の学位を有すること」が免許状取得の基礎資格となっています。これは、茨城大学卒業と同時に、自動的に満たすことになります。卒業に必要な要件は、免許状取得に必要な要件とは全く異なりますので、詳しくは各学部の履修要項等で確認してください。

B. 大学において修得することを必要とする最低単位数

大学において修得することが必要な免許状の単位は、「教科及び教職に関する科目」として区分されます。法令上は次のとおり定められています

<教育職員免許法第5条別表第一>

第一欄：免許状の種類	第三欄：大学において修得することを必要とする最低単位数
中学校教諭一種免許状	教科及び教職に関する科目：59単位
高等学校教諭一種免許状	

各科目区分の必要単位数を、茨城大学でどのような修得すればいいのかは、次ページ以降で示します。

C. 文部科学省令で定める科目の単位

上記59単位の他に、教育の基礎的理解や教科の専門性とは別に、教師として必要な知識等を備えておくべきものとして、修得を要する単位があり、法令上、次のとおり定められています。

<教育職員免許法施行規則 第66条の6>

区分	単位数
日本国憲法	2単位
体育	2単位
外国語コミュニケーション	2単位
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2単位

これらをまとめて、「66条の6科目」と呼んでいます。この単位も大学で修得します。詳しくは、p17で示します。

D. 介護等体験

中一種を取得する場合、「介護等体験」を行う必要があります。介護等体験への参加にあたっては、各種の手続き等が必要になりますので、p.24からの説明を参照してください（高一種のみを取得する場合、介護等体験は不要です）。なお、介護等体験は授業ではなく、単位の付与等はされません。

E. 免許状授与申請の手続き

免許状の授与を受けるにあたっては、以上のA～Dの要件を満たすことに加え、免許状の授与申請手続きを行う必要があります。詳細はp.26以降で説明します。

4. 学びのあしあと

教師には、各教科の指導力はもちろんのこと、そのよりよい実践のためにも、コミュニケーション能力や問題解決能力、企画力など、総合的な力が求められます。総合的な力を養うためには、皆さんが自分の学習や活動の積み重ねおよび課題となる点を理解し、学習を進めていくことが重要になります。また、指導する教員も皆さんの自分の学習や活動の積み重ねおよび課題となる点を把握し、それに応じた指導を実施する必要があります。

そのために作成するのが「学びのあしあと」です。学びのあしあとには、皆さんが履修した教職に関する科目それぞれに対する自己評価を記入します。皆さんが記入した学びのあしあとを参考に、2年次以降毎年教員との面談を実施します。また、p.23で説明する「教職実践演習」では、4年間の学修の確認を行い、そのための資料としてこれまでの自己評価を記入してきた「学びのあしあと」が必要となります。

「学びのあしあと」の記入については、各学部より説明・指導がありますので、忘れずに、漏れなく記入するようにしてください。

※紙で記入する場合の例

学びのあしあと

— 教職課程履修の記録(カルテ) —

_____ 学部 _____ 学科 _____ コース

学籍番号 _____ 氏名 _____

取得予定免許 _____

項目と指標				自己評価
1 生徒の理解と学校教育 ① 教師の生徒理解とそれを基盤とした指導のあり方を理解できたか(生徒や授業を見る力) ② 自分の見方を問い直し、変えていこうとする姿勢を構築できたか(自己の見方の問い直し) ③ 学校の組織や教育課程編成、教育活動のあり方とその実際を、制度、歴史、文化的側面など広く社会との関連において理解できたか(学校教育を社会とのつながりの中で理解する力) ④ ことばを通して考え、伝える力を身につけることができたか(ことばを通して考え、表現する力)				~2年次4月に記入
①-④との関連(重点項目)*	対応科目	取得年次	評価	~3年次4月に記入
①-③の基礎づくり	教職概論A(必)			
	教育原理A(必)			
	教育心理学A(必)			

5. 茨城大学における単位の修得方法

前ページで示した「大学において修得することを必要とする最低単位数（59 単位）」は、法令上の最低修得単位数です。これに基づき、茨城大学では次のとおり免許状取得のためのカリキュラムを設計しています。

教育職員免許法施行規則では、

「教科及び教科の指導法に関する科目」

「教育の基礎的理解に関する科目」

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」

「教育実践に関する科目」

「大学が独自に設定する科目」

として定められています。

（1）教科及び教職に関する科目（教科に関する専門的事項を除く）（教職専門科目）

「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」は、取得する免許状の校種に応じ次表のとおり履修してください。

1 年次対象科目は水戸キャンパスで開講、2 年次以上の科目は水戸キャンパス・阿見キャンパスで開講となります。人文社会科学部、理学部及び工学部の学生は水戸キャンパスで、農学部の学生は、1 年次は水戸キャンパス、2 年次以降は阿見キャンパスで履修してください。

中一種・高一種の両方や、複数の教科の免許状を取得する場合でも、それぞれの免許状に該当する科目であれば、同一の科目の単位を 2 回以上修得する必要はありません。

「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）」、「教育実習」は免許状の校種・教科ごとに必要な科目が異なりますので注意してください。

教職専門科目は対象履修年次を超えて履修することも可能ですが、対象履修年次の学生の時間割に配慮して開講時期を設定するため、所属学部必修科目やその他の教職専門科目の履修に支障がでる可能性があります。また、3 年次にスタートする教育実習事前指導等に参加するまでに修得が必要な単位もあるため、所定の履修年次に履修することを強く推奨します。

【高一種・工業の免許状を取得する場合】

「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む）、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目、大学が独自に設定する科目」の全部または一部の単位を、教科に関する専門的事項に関する科目の同数の単位をもって替えることができます。

つまり、次表の科目の単位を修得しなくても、必要な単位数を教科に関する専門的事項に関する科目（教員免許に対応する工学部の科目）で代替することで教員免許の取得が可能になりますが、教師を目指す場合は、可能な限り次表の科目も履修するようにしてください。

ただし、教育実習の履修を希望する場合は、後述する教育実習の単位修得要件を満たす必要があります。

(1) - 1 教育の基礎的理解に関する科目等 (教職専門科目) *1・*7

法令上の科目区分等		茨城大学での開講科目	茨城大学で定める必修単位数		履修年次	
			中一種	高一種		
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	別項にて説明 (P10~16)	20	20	1~4年次
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む)	別項にて説明 *5 (P8~9)	8	4	1~4年次
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2		1年次
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論	2		1年次
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育の制度と経営	2		3年次
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2		1年次
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別な支援を必要とする子どもの理解と支援	1		1年次
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	2		2年次
		小計		11		
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳教育の理論と指導法 *3	2		3年次
		総合的な学習(探究)の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1		3年次
		特別活動の指導法	特別活動論	1		3年次
		教育の方法及び技術	教育の方法と技術	2		2年次
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	ICT を活用した教育の理論及び方法	1		3年次
		生徒指導の理論及び方法	生徒指導並びに進路指導及びキャリア教育の理論と方法	2		2年次
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2		3年次
	小計		11	9		
	科目 教育実践に関する	教育実習 *2	教育実習(中学校)	5		4年次
			教育実習(高等学校)		3	4年次
教職実践演習		教職実践演習	2		4年次	
小計			7	5		
大学が独自に設定する科目 *4			2	10	1~4年次	

* 1：履修年次は水戸地区で開講される科目の対象年次を示しています。変更となる場合も考えられますので掲示等をよく確認するようにしてください。

* 2：教育実習

「教育実習（中学校）」「教育実習（高等学校）」のいずれか一方のみ修得可能です。中一種取得者及び中一種・高一種の両方の免許状を取得する場合は「教育実習（中学校）」を、高一種のみ取得者は「教育実習（高等学校）」を修得してください。

また、教育実習自体は4年次に行いますが、諸手続や事前指導は2～3年次から始まりますので注意してください。

* 3：「道徳教育の理論と指導法」

中一種を取得する場合に修得が必要な科目です。高一種のみを取得する場合には、修得は不要です（高一種の免許単位には使用できません）。

* 4：中一種で4単位、高一種で12単位必要ですが、教科に関する専門的事項及び他の教職専門科目の必要単位を超えた分を充てることができます。詳しくはP.17をご参照ください。

(1) - 2各教科の指導法（教職専門科目）（* 5：各教科の指導法）

免許状の校種・教科に応じて、必要な科目が異なります。以下の必修「◎」・選択必修「△」の指定に沿って履修してください。

なお、科目により毎年開講のものと隔年開講のものに分かれます。基本的に、履修年次が「○年次」と指定されている科目は毎年開講で、「○○年次以上」とされている科目は隔年開講です。隔年開講の科目については、自分が2・3年次の時に開講された科目を履修することを基本としてください。

毎年： 各教科の指導法 社会科・地歴科（Ⅰ）、社会科・公民科（Ⅰ）、国語・数学・理科・英語のⅠ～Ⅱ

隔年： 各教科の指導法 国語のⅢ～Ⅳ、社会科・地歴科、社会科・公民科のⅡ、英語のⅢ～Ⅳ、数学のⅢ～Ⅳ、理科のⅢ、Ⅳ、Ⅴ、農業・工業・情報のⅠ・Ⅱ

単位を修得した科目は、同一教科であれば、中一種・高一種共通に必要な単位数として数えられます。

ただし、高一種・地理歴史と高一種・公民の間では科目が対応しないので注意してください。（「社会科・地歴科教育法Ⅰ・Ⅱ」を修得した場合は、中一種・社会と高一種・地理歴史の免許の単位として共通で使うことができますが、高一種・公民の単位として使うことはできません）。

* 6：高校免許取得者が次ページの表の「△」の科目を履修した場合には、その教科の高校免許の「大学が独自に設定する科目」（後述）に充てることができます。

* 7：教科に関する専門的事項を除く各教職専門科目の開講日程等は、manabaのコース「教職課程（教育学部除く）」（登録キー：3872457）内のコースニュースで公開していますので、必ず定期的に確認するようにしてください。

<各教科の指導法対応表（学科・免許種ごと）>

【人】現代社会学科 法律経済学科		中一種	高一種
		社会	公民
社会科・地歴科教育法Ⅰ	2年次	◎	/
社会科・公民科教育法Ⅰ	2年次	◎	◎
社会科・地歴科教育法Ⅱ	2年次	◎	/
社会科・公民科教育法Ⅱ	2年次	◎	◎

【人】人間文化学科		中一種	高一種	中一種	高一種	高一種	中一種	高一種
		国語	国語	社会	地歴	公民	英語	英語
中等国語科教育法Ⅰ	1年次	◎	◎	/	/	/	/	/
中等国語科教育法Ⅱ	2年次	◎	◎	/	/	/	/	/
中等国語科教育法Ⅲ	2年次	◎	△*6	/	/	/	/	/
中等国語科教育法Ⅳ	2年次	◎	△*6	/	/	/	/	/
社会科・地歴科教育法Ⅰ	2年次	/	/	◎	◎	/	/	/
社会科・公民科教育法Ⅰ	2年次	/	/	◎	/	◎	/	/
社会科・地歴科教育法Ⅱ	2年次	/	/	◎	◎	/	/	/
社会科・公民科教育法Ⅱ	2年次	/	/	◎	/	◎	/	/
英語科教育法Ⅰ	1年次	/	/	/	/	/	◎	◎
英語科教育法Ⅱ	2年次	/	/	/	/	/	◎	◎
英語科教育法Ⅲ	2年次	/	/	/	/	/	◎	△*6
英語科教育法Ⅳ	2年次	/	/	/	/	/	◎	△*6

【理】理学科		中一種	高一種	中一種	高一種	高一種
		数学	数学	理科	理科	情報
数学科教育法Ⅰ	1年次	◎	◎	/	/	/
数学科教育法Ⅱ	2年次	◎	◎	/	/	/
数学科教育法Ⅲ	2年次	◎	△*6	/	/	/
数学科教育法Ⅳ	2年次	◎	△*6	/	/	/
中等理科教育法Ⅰ	1年次	/	/	◎	◎	/
中等理科教育法Ⅱ	2年次	/	/	◎	◎	/
中等理科教育法Ⅲ	2年次	/	/	◎	△*6	/
中等理科教育法Ⅳ	2年次	/	/	◎	△*6	/
中等理科教育法Ⅴ		/	/	/	/	/
情報科教育法Ⅰ	2年次	/	/	/	/	◎
情報科教育法Ⅱ	2年次	/	/	/	/	◎

【工】全学科		高一種
		工業
工業科教育法Ⅰ	2年次	◎
工業科教育法Ⅱ	2年次	◎

【農】食生命科学科 地域総合農学科		高一種	高一種
		理科	農業
中等理科教育法Ⅰ	1年次	◎	/
中等理科教育法Ⅴ	2年次	◎	/
農業科教育法Ⅰ	2年次	/	◎
農業科教育法Ⅱ	2年次	/	◎

(2) 教科に関する専門的事項（教科専門科目）

教科に関する専門的事項の単位は、各学部・学科で開講する科目（専門科目等）の修得単位をもって充てます。所属学部・学科毎に取得免許に応じて、以下に示す必修科目、選択必修科目を含んだ上で、取得する免許種・教科に対応する科目を合計20単位以上修得する必要があります。ここで示した必修科目、選択必修以外の科目について、どの科目が免許に対応しているかは、各学部の履修要項・科目一覧等を参照してください。

※ここで示しているのは、教員免許取得上の必修・選択必修科目です。各学部・学科の卒業要件上のものとは必ずしも一致しませんので注意してください。※

人文社会科学部

人文社会科学部現代社会学科

中一種（社会）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
日本史・外国史	日本史概論	1	左記8科目13 単位必修
	世界史概論	1	
地理学（地誌を含む。）	人文地理学概論	2	
	自然地理学Ⅰ	2	
	地誌学概論	2	
「法学、政治学」	政治学概論Ⅰ	2	
「社会学、経済学」	社会学概論	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論Ⅰ	1	
上記必修科目を含み、中一種・社会の対応科目を20単位以上修得すること。			

高一種（公民）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
「法学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む。）」	政治学概論Ⅰ	2	左記3科目5単位必修
	社会学概論	2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論Ⅰ	1	
上記必修科目を含み、高一種・公民の対応科目を20単位以上修得すること。			

人文社会科学部法律経済学科

中一種（社会）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
日本史・外国史	日本史概論	1	左記9科目14 単位必修
	世界史概論	1	
地理学（地誌を含む。）	人文地理学概論	2	
	自然地理学Ⅰ	2	
	地誌学概論	2	
「法学、政治学」	法学概論	1	
「社会学、経済学」	経済学概論Ⅰ	2	
	経済学概論Ⅱ	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論Ⅰ	1	
上記必修科目を含み、中一種・社会の対応科目を20単位以上修得すること。			

高一種（公民）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
「法学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む。）」	法学概論	1	左記4科目6単位必修
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	経済学概論Ⅰ	
経済学概論Ⅱ		2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論Ⅰ	1	
上記必修科目を含み、高一種・公民の対応科目を20単位以上修得すること。			

人文社会科学部人間文化学科

中一種（国語）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国語学概論	2	左記7科目11単位必修
国文学（国文学史を含む。）	日本古典文学史	2	
	日本古典文学概論	1	
	日本近代文学史	2	
	日本近代文学概論	1	
漢文学	中国文学概論	1	
書道（書写を中心とする。）	書道Ⅰ	2	
上記必修科目を含み、中一種・国語の対応科目を20単位以上修得すること。			

高一種（国語）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	国語学概論	2	左記6科目9単位必修
国文学（国文学史を含む。）	日本古典文学史	2	
	日本古典文学概論	1	
	日本近代文学史	2	
	日本近代文学概論	1	
漢文学	中国文学概論	1	
上記必修科目を含み、高一種・国語の対応科目を20単位以上修得すること。			

中一種（社会）				
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考	
日本史・外国史	日本史概論	1	必修	
	世界史概論	1	必修	
	日本考古学Ⅰ	2	1科目 選択必修	
	日本古代中世史Ⅰ	2		
	日本近世史Ⅰ	2		
	日本近現代史Ⅰ	2		
	中国考古学Ⅰ	2		
	中国考古学Ⅰ	東アジア史	2	1科目 選択必修
		南アジア史	2	
		ヨーロッパ政治史	2	
		ヨーロッパ社会史Ⅰ	2	
ヨーロッパ社会史Ⅱ		2		
地理学（地誌を含む。）	人文地理学概論	2	必修	
	自然地理学Ⅰ	2	必修	
	地誌学概論	2	必修	
「法律学、政治学」	法学概論	2	必修	
「社会学、経済学」	社会学概論	2	必修	
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学概論Ⅰ	1	必修	
上記必修科目と選択必修科目を含み、中一種・社会の対応科目を20単位以上修得すること。				

高一種（地理歴史）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
日本史	日本史概論	1	必修
	日本考古学Ⅰ	2	1科目選択必修
	日本古代中世史Ⅰ	2	
	日本近世史Ⅰ	2	
	日本近現代史Ⅰ	2	
外国史	世界史概論	1	必修
	中国考古学Ⅰ	2	1科目選択必修
	東アジア史	2	
	南アジア史	2	
	ヨーロッパ政治史	2	
	ヨーロッパ社会史Ⅰ	2	
人文地理学・自然地理学	人文地理学概論	2	必修
	自然地理学Ⅰ	2	必修
地誌	地誌学概論	2	必修
上記必修科目・選択必修科目を含み、高一種・地理歴史の対応科目を20単位以上修得すること。			

高一種（公民）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	法学概論	2	左記3科目4単位必修
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	社会学概論	2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学概論Ⅰ	1	
上記必修科目を含み、高一種・公民の対応科目を20単位以上修得すること。			

中一種（英語）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
英語学	英語学概論	2	左記8科目14単位必修
英語文学	英米文学概論	2	
英語コミュニケーション	英語音声コミュニケーション技法	1	
	英語コミュニケーション入門	1	
	Advanced Reading	2	
	Advanced Writing	2	
	Advanced Speaking	2	
異文化理解	英米文化入門	2	
上記必修科目を含み、中一種・英語の対応科目を20単位以上修得すること。			

高一種（英語）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
英語学	英語学概論	2	左記8科目14単位必修
英語文学	英米文学概論	2	
英語コミュニケーション	英語音声コミュニケーション技法	1	
	英語コミュニケーション入門	1	
	Advanced Reading	2	
	Advanced Writing	2	
	Advanced Speaking	2	
異文化理解	英米文化入門	2	
上記必修科目を含み、高一種・英語の対応科目を20単位以上修得すること。			

理学部

理学部理学科

中一種（数学）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
代数学	線形代数 I	2	左記6科目12単位必修
幾何学	位相空間	2	
解析学	微積分 I	2	
「確率論、統計学」	統計入門	2	
コンピュータ	集合入門	2	
	離散数学	2	
上記必修科目を含み、中一種・数学の対応科目を20単位以上修得すること。			

高一種（数学）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
代数学	線形代数 I	2	左記6科目12単位必修
幾何学	位相空間	2	
解析学	微積分 I	2	
「確率論、統計学」	統計入門	2	
コンピュータ	集合入門	2	
	離散数学	2	
上記必修科目を含み、高一種・数学の対応科目を20単位以上修得すること。			

高一種（情報）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	情報社会・職業・倫理	2	左記9科目18単位必修
コンピュータ・情報処理	情報基礎	2	
情報システム	情報システム入門	2	
	情報システム演習	2	
情報通信ネットワーク	ネットワーク概論	2	
	ネットワーク演習	2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術	情報解析入門	2	
	情報解析演習	2	
上記必修科目を含み、高一種・情報の対応科目を20単位以上修得すること。			

中一種（理科）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
物理学	基礎物理学Ⅰ	2	}
	物理学Ⅰ	2	
	基礎物理学Ⅱ	2	}
	物理学Ⅱ	2	
化学	基礎化学Ⅰ	2	}
	化学Ⅰ	2	
	基礎化学Ⅱ	2	}
	化学Ⅱ	2	
生物学	基礎生物学Ⅰ	2	「基礎生物学Ⅰと基礎生物学Ⅱのセット」、または「生物学通論Ⅰと生物学通論Ⅱのセット」のいずれかで計4単位修得
	基礎生物学Ⅱ	2	
	生物学通論Ⅰ	2	
	生物学通論Ⅱ	2	
地学	基礎地球惑星科学Ⅰ	2	必修
	基礎地球惑星科学Ⅱ	2	必修
物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	一般物理実験	1	}
	物理学実験	2	
	一般化学実験	1	}
	基礎化学実験Ⅱ	1	
	一般生物実験	1	}
	生物学基礎実験Ⅰ	2	
	一般地学実験	1	}
	岩石鉱物学実験	2	

上記必修科目・選択必修科目を含み、中一種・理科の対応科目を20単位以上修得すること。

高一種（理科）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
物理学	基礎物理学Ⅰ	2	}
	物理学Ⅰ	2	
	基礎物理学Ⅱ	2	}
	物理学Ⅱ	2	
化学	基礎化学Ⅰ	2	}
	化学Ⅰ	2	
	基礎化学Ⅱ	2	}
	化学Ⅱ	2	
生物学	基礎生物学Ⅰ	2	「基礎生物学Ⅰと基礎生物学Ⅱのセット」、または「生物学通論Ⅰと生物学通論Ⅱのセット」のいずれかで計4単位修得
	基礎生物学Ⅱ	2	
	生物学通論Ⅰ	2	
	生物学通論Ⅱ	2	
地学	基礎地球惑星科学Ⅰ	2	必修
	基礎地球惑星科学Ⅱ	2	必修
「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	一般物理実験	1	}
	物理学実験	2	
	一般化学実験	1	
	基礎化学実験Ⅱ	1	
	一般生物実験	1	
	生物学基礎実験Ⅰ	2	
	一般地学実験	1	
	岩石鉱物学実験	2	

上記必修科目及び選択必修科目を含み、高一種・理科の対応科目を20単位以上修得すること。

工学部

工学部機械システム工学科

高一種（工業）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
工業の関係科目	工学概論	2	左記4科目6単位必修
	化学概論	1	
	電磁気学概論	1	
職業指導	職業指導	2	
上記必修科目を含み、高一種・工業の対応科目を20単位以上修得すること。			

工学部電気電子システム工学科

高一種（工業）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
工業の関係科目	工学概論	2	左記4科目6単位必修
	化学概論	1	
	電気磁気学 I	1	
職業指導	職業指導	2	
上記必修科目を含み、高一種・工業の対応科目を20単位以上修得すること。			

工学部物質科学工学科

高一種（工業）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
工業の関係科目	工学概論	2	左記4科目6単位必修
	電磁気学概論	1	
	基礎化学 I	1	
職業指導	職業指導	2	
上記必修科目を含み、高一種・工業の対応科目を20単位以上修得すること。			

工学部情報工学科

高一種（工業）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
工業の関係科目	工学概論	2	左記4科目6単位必修
	化学概論	1	
	電磁気学概論	1	
職業指導	職業指導	2	
上記必修科目を含み、高一種・工業の対応科目を20単位以上修得すること。			

工学部都市システム工学科

高一種（工業）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
工業の関係科目	工学概論	2	左記4科目6単位必修
	化学概論	1	
	電磁気学概論	1	
職業指導	職業指導	2	
上記必修科目を含み、高一種・工業の対応科目を20単位以上修得すること。			

農学部

農学部食生命科学科

高一種（理科）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
物理学	物理学入門	2	左記5科目9単位必修
化学	化学I	2	
生物学	生物学	2	
地学	地学入門	2	
「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	生物学実験	1	
上記必修科目含み、高一種・理科の対応科目を20単位以上修得すること。			

農学部地域総合農学科

高一種（理科）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
物理学	物理学入門	2	左記5科目9単位必修
化学	化学I	2	
生物学	生物学	2	
地学	地学入門	2	
「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	生物学実験	1	
上記必修科目含み、高一種・理科の対応科目を20単位以上修得すること。			

農学部食生命科学科

農学部地域総合農学科

高一種（農業）			
免許法上の科目区分	科目名	単位数	備考
農業の関係科目	地域総合農学入門	2	左記5科目10単位必修
	農業と水と土	2	
	栽培学	2	
	農業経済学一般	2	
職業指導	キャリア開発論	2	
上記必修科目を含み、高一種・農業の対応科目を20単位以上修得すること。			

(3) 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」は、茨城大学では中一種で2単位、高一種で10単位が必要です。この科目の区分には、最低単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」単位数を充てることができます。

<中一種>

以下の超過単位数の合計が2単位以上になるように修得する。

- ・教科に関する専門的事項に関する科目を $20 + \alpha$ 単位修得した場合 → α 単位超過

<高一種>

以下の超過単位数の合計が10単位以上になるように修得する。

- ・教科の指導法を $4 + \alpha$ 単位修得した場合 → α 単位超過（前述の*5）
- ・教育実習（中学校）（5単位）を修得した場合 → 2単位超過
- ・教科に関する専門的事項に関する科目を $20 + \alpha$ 単位修得した場合 → α 単位超過

※「大学が独自に設定する科目」に充てられるのは、その免許に対応する科目の超過単位数のみとなります。

次のような場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充てることができませんので注意してください。

- ×「中等国語科教育法Ⅰ」の単位を高一種・英語に
- ×高一種・数学の教科に関する専門的事項に関する科目の超過単位を高一種・理科に
- ×「社会科・公民科教育法Ⅱ」の単位を高一種・地理歴史に
- ×「道徳教育の理論と指導法」の単位を高一種・各教科に

(4) 66条の6科目

66条の6科目は、免許状の校種・教科にかかわらず次表の4区分計8単位を修得する必要があります。基盤教育科目、学科専門科目の履修方法については、それぞれの履修要項等で確認してください。

区分	修得方法
日本国憲法	基盤教育科目「日本国憲法」（1+1単位）※
体育	基盤教育科目「身体活動」の必修1単位に加え、もう1単位修得する（1+1単位）
外国語コミュニケーション	基盤教育科目「Integrated English 1A・2A・3A」、「Integrated English 1B・2B・3B」を修得（2科目2単位）
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	基盤教育科目「情報リテラシー」（2単位）

※基盤教育科目の「日本国憲法」は、各授業担当教員が1単位の授業を2クォーター連続、もしくは連続する集中授業として、それぞれ「2本セット」で開講しています。教員免許を取得する場合は、同一教員の2本の「日本国憲法」（1単位+1単位）をセットで修得してください。

※66条の6科目は「教科及び教職に関する科目」（59単位）とは別に修得する必要があります。

6. 教育実習

教育実習は、大学における教職課程のさまざまな授業を通して学んできた教育・授業の理論や方法、各教科に関わる専門的な知識や技能、また学校教育に関わるさまざまな体験などをふまえ、現場（学校）で教育の実践に取り組みながら、上述の学びと経験を一層深めていく機会です。

今は「学生」であり、実習期間中は「教育実習生」であるけれども、教育の現場に立つ以上、その時点で「先生」の一人です（実際に学校では「先生」と呼ばれることになります）。指導をしてくださる先生に学び、生徒の姿からも学ぶ姿勢をもちながら、一方で「教育者」としての自覚と責任、熱意をもって取り組んで欲しいと思います。

今、教師には「学び続ける」姿勢が求められています。学校は、生徒にとって楽しく充実した生活と学習を提供する場でなくてはなりません。そうした場を保証するために、教師はその生涯を通じて、教育の在り方・授業の在り方について問題意識や課題をもち、その克服・解決に取り組んでいかなければなりません。この教育実習は、そうした問題意識や課題を自らのうちに発見する、その第一歩となります。

まずは、学校に勤務する一員として、学校や地域の特性を把握し、校務分掌など一人ひとりの教師が担う役割を理解しましょう。そして、教師の仕事の大変さ、責任の重さ、それゆえの仕事のすばらしさとやりがい、教師としての使命感を自覚しましょう。教師としての熱意を高めましょう。学校・学級における生徒の実態を知り、さらに一人ひとりの生徒にしっかり目を向け、耳を傾け、何に関心をもち何を求めているかを把握しましょう。

各教科指導の目標を確認し、生徒の実態に即して創意工夫を試みながら、授業を実践しましょう。その中で、自分にはどのような学修や研究がさらに必要なのか、さらなる自己の研鑽に向けて課題を発見しましょう。

初めて教室の扉を開くとき、生徒たちは実習生であるあなたにどんな目を向けてくれているでしょうか。そして、教育実習が終わるとき、生徒たちはあなたの後ろ姿をどんな思いで見つめてくれるのでしょうか。教育実習が、あなたにとって充実した時間であったとき、それはきっと、生徒にとっても充実した、かけがえのない学校生活の一コマになるはずです。

たくさんの生徒たちが、教室であなたとの出会いを待っています。

(1) 教育実習ガイダンス

教育実習への参加にあたっては、様々な手続きが必要です。例えば、教育実習は基本的に各学生の母校を実習校として行いますが、実習を行うには、実習校へ受入の依頼を行い、内諾を得る必要があります。この内諾を得る手続きをはじめ、教育実習全体に係るガイダンスを2年次の1～2月頃に行います。12月頃に周知するので、教育実習参加者は必ず出席してください。出席しない場合、教育実習には参加できません。詳細は掲示にて周知しますので、見落とさないよう注意してください。

(2) 事前指導

教育実習への参加にあたっては、必要な技能等を修得するために、次のとおり事前指導を受ける必要があります。事前指導等は教育実習の授業の一部ですので、これを受けない場合、教育実習に参加することはできません。具体的な日時等については、掲示にて周知します。

【事前指導Ⅰ】

- ・実施時期：3年次4月 ・時数：2コマ（集中）
- ・場所：水戸キャンパス、阿見キャンパス
- ・担当：全学教職センター教員
- ・内容：
 - (1)教育実習の目的・内容、履修にあたっての心構え
 - (2)教育実習の意義
 - (3)夏休みの課題（恩師にインタビュー）について

【事前指導Ⅱ】

- ・実施時期：3年次12月 ・時数：3コマ（集中）
- ・場所：水戸キャンパス、阿見キャンパス
- ・担当：全学教職センター教員＋外部講師
- ・内容：
 - (1)夏休みの課題（恩師にインタビュー）成果報告・発表
 - (2)学校現場の理解
 - (3)4年次の教育実習体験報告を聞く
 - (4)4年次との懇談（相談）会

【事前指導Ⅲ】

- ・実施時期：3年次1月 ・時数：3コマ（集中）
- ・場所：水戸キャンパス、阿見キャンパス
- ・担当：全学教職センター教員＋外部講師
- ・内容：
 - (1)授業参観（VTR）
 - (2)基礎的な授業技術（発問・指示・板書等）の理解と習得（演習）
 - (3)授業構想の仕方についての理解（指導案の内容・様式と作成の仕方）

【事前指導Ⅳ】

- ・実施時期：3年次2月 ・時数：3コマ（集中）

- ・ 場所：水戸キャンパス、阿見キャンパス
- ・ 担当：全学教職センター教員＋外部講師
- ・ 内容：
 - (1)教材研究と模擬指導案作成（演習）
 - (2)模擬授業と研究協議（演習）

【事前指導Ⅴ】

- ・ 実施時期：4年次4月（5・6月実習向け）、7月（9・10月実習向け）
- ・ 時数：2コマ（集中）
- ・ 場所：水戸キャンパス、阿見キャンパス
- ・ 担当：全学教職センター教員
- ・ 内容：
 - (1)教育実習履修簿等の配付と説明
 - (2)実習に臨む直前の心構え
 - (3)学校・先生への挨拶、生徒への自己紹介などの準備（演習）

(3) 教育実習履修のための単位修得要件

教育実習に参加するためには、上記の事前指導を全て受けることの他に、教育実習を受ける校種により次に示す科目の単位を修得している必要があります。

	3年次4月の要件	4年次4月の要件
中学校 人・理学部	<ul style="list-style-type: none"> 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「各教科の指導法」の内、1～2年次履修指定科目を修得済であること。 3年次履修指定科目を履修中・履修予定であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「教育の基礎的理解に関する科目」を全て修得済であること、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を全て修得済みであること。 「各教科の指導法」を必修分、8単位修得済であること。 「教科に関する専門的事項」を24単位以上修得済であること。 免許取得に必要な残りの科目について、履修中・履修予定であること。
高等学校 人・理・工学部	<ul style="list-style-type: none"> 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「各教科の指導法」の内、1～2年次履修指定科目を修得済であること。 (工業以外)「〇〇科教育法Ⅰ」を修得済であること。 (工業)「工業科教育法Ⅰ・Ⅱ」のいずれか一方を修得済であること。 3年次履修指定科目を履修中・履修予定であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「教育の基礎的理解に関する科目」を全て修得済であること、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を全て修得済みであること。 「〇〇科教育法Ⅰ・Ⅱ」を修得済であること。 「教科及び教科の指導法に関する科目」を32単位以上修得済であること。 免許取得に必要な残りの科目について、履修中・履修予定であること。
高等学校 農学部	<ul style="list-style-type: none"> 「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の内、2年次までに開講されていた科目を全て修得済みであること。 (理科)「中等理科教育法Ⅰ」を修得済であること。 (農業)「農業科教育法Ⅰ」または「農業科教育法Ⅱ」のいずれか一方を修得済であること。 「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の3年次開講科目について履修中・履修予定であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「教育の基礎的理解に関する科目」を全て修得済であること、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を全て修得済みであること。 (理科)「中等理科教育法Ⅰ・Ⅴ」を修得済であること。 (農業)「農業科教育法Ⅰ・Ⅱ」を修得済であること。 上記の教科教育法の科目を含めて、「教科及び教科の指導法に関する科目」を32単位以上修得済であること。 免許取得に必要な残りの科目について、履修予定であること。

(4) 教育実習

教育実習は4年次5～6月、9～10月を中心に行われます。

中一種取得者、中一種・高一種両方の免許取得者は、「教育実習(中学校)」の履修が必要で、実習期間は3週間程度(実日数15日以上)です。

高一種のみ取得者は「教育実習（高等学校）」の履修が必要で、実習期間は2週間程度（実日数10日以上）です。なお、実習にあたっては、実習校で使用する消耗品等の費用負担が必要になります。詳細については、ガイダンスや事前指導の中で周知します。

（5）事後指導

以上に示してきた事前指導、教育実習本番を経て、最終的に事後指導を受けることによって教育実習は完結します。具体的な時期などについては、掲示にて周知します。

- ・実施時期：4年次12月
- ・時数：2コマ（集中）
- ・場所：水戸キャンパス、阿見キャンパス
- ・担当：全学教職センター教員
- ・内容：
 - (1)レポート記述
 - (2)まとめの講話
 - (3)実習体験報告（3年次に向けての報告）

7. 教職実践演習

教職実践演習は、教職課程の総まとめの科目として位置づけられており、教職課程の科目の履修や教職課程外でのさまざまな活動を通じて皆さんが身に付けた資質能力が教師として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、到達目標等に照らしながら最終的に確認するものです。このため教育実習後の4年必修科目として開講されます。この科目の履修を通じて、教師として必要な資質能力の確実な確認が行われるように、教師として求められる以下の①から④の4つの事項に示された12の到達目標の達成度合を意識しながら学修することが大切です。

①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項

- ・ 教育に対する使命感や情熱を持ち、常に子どもから学び、共に成長しようとする姿勢が身に付いている。
- ・ 高い倫理観と規範意識、困難に立ち向かう強い意志を持ち、自己の職責を果たすことができる。
- ・ 子どもの成長や安全、健康を第一に考え、適切に行動することができる。

②社会性や対人関係能力に関する事項

- ・ 教員としての職責や義務の自覚に基づき、目的や状況に応じた適切な言動をとることができる。
- ・ 組織の一員としての自覚を持ち、他の教職員と協力して職務を遂行することができる。
- ・ 保護者や地域の関係者と良好な人間関係を築くことができる。

③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項

- ・ 子どもに対して公平かつ受容的な態度で接し、豊かな人間的交流を行うことができる。
- ・ 子どもの発達や心身の状況に応じて、抱える課題を理解し、適切な指導を行うことができる。
- ・ 子どもとの間に信頼関係を築き、学級集団を把握して、規律ある学級経営を行うことができる。

④教科・保育内容等の指導力に関する事項

- ・ 教科書の内容を理解しているなど、学習指導の基本的事項(教科等の知識や技能など)を身に付けている。
- ・ 板書、話し方、表情など授業を行う上での基本的な表現力を身に付けている。
- ・ 子どもの反応や学習の定着状況に応じて、授業計画や学習形態等を工夫することができる。

また、4年間の履修を記録する「学びのあしあと」は、皆さん自身の履修履歴の記録です。教職実践演習では、そこに記載された自己評価等を学修に活用するので、1年次から各自しっかりと作成することが大切です。具体的には、教職実践演習では先にあげた4つの事項、①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項、④教科・保育内容等の指導力に関する事項の各々の到達目標をもとに教師としての資質能力が身に付いているかどうかの自己評価を行うことで明確にします。「学びのあしあと」は、その時に重要な資料となるものです。

「教職実践演習」は多くの皆さんにとって最後に履修する教職科目なので、将来教職をめざす者にとって、充実した学びとすることが大切です。

茨城大学では、4年次に集中授業として開講しますので、開講日程等の掲示に注意してください。

8. 介護等体験

「介護等体験」は、小学校・中学校の先生になるためには必ず実施しなければならないものです。高等学校の先生については義務づけられてはいません。ですが、免許状取得にあたっての義務であるか否かに関わらず、教職に就くうえでは貴重な体験・経験となるものです。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（介護等体験特例法）の定めるところでは、教師は個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることが必要であるとの認識に立ち、障害者や高齢者に対する介護、介助、それらの人との交流等の体験を通じて教師としての資質の向上を図ることが、この「介護等体験」の趣旨とされています。具体的には、高齢者や障害児・者などの介護や生活支援を目的とする「社会福祉施設」における体験5日間と、発達障害、視覚・聴覚等の障害、肢体不自由などの事情により特別な支援を要する児童・生徒のための教育施設である「特別支援学校」での体験2日間、計7日間の体験を行います。

世の中には、さまざまな人がいます。心身ともに健康で、自立して生活を営むことができる人ばかりではありません。生まれつき障害のある方もいます。大きな病気や怪我によって、不自由な生活を余儀なくされている方もいます。誰もが年齢を重ねていくと身体能力が衰え、それまであたりまえにできていたことができなくなります。そうした方々の生活を支え、交流するという体験は、人の心の痛みがわかること、多様な価値観の相違を認め、無闇に人を差別したりしない心構えをもつことなど、教師としてばかりでなく、人間としての自分を磨くことにつながります。

街の中で見かける、杖をつきながら歩いている人、車椅子に乗っている人、歩くのが遅く、横断歩道を渡りきれないで困っているお年寄り。そんな方々をどのように見えていますか。手をさしのべることはできますか。やさしく声をかけることができますか。それは、学校の教室で、答えがうまく導き出せないで困っている生徒、友達の輪に入れず寂しそうにしている生徒、家庭の問題など何か辛いものを抱えている生徒などにどう対応するかということと、かけ離れた問題ではありません。

教師としての自己の在り方を見つめるためにも、一人の人間としての自分をよりよく磨くためにも、ぜひ、この介護等体験に意欲と熱意と真心をもって取り組みましょう。

(1) 介護等体験のスケジュール

茨城大学では、人文社会科学部と理学部の学生が中学校教員免許状を取得する場合には、3年次を介護等体験の実施年次としています。

介護等体験を実施するには、以下のスケジュールに沿って、手続き及びオリエンテーション・事前指導等への参加が必要です。オリエンテーション・事前指導は全て出席する必要があります。出席しない場合、介護等体験には参加できません。詳細な日時等については、掲示にてお知らせします。

また、体験前に「教育の基礎的理解に関する科目」の「特別な支援を必要とする子どもの理解と支援」の単位を修得してください。

- ・ 2年次1月中旬～下旬 : 介護等体験オリエンテーション
- ・ 2年次2月中旬 : 介護等体験事前指導
- ・ 3年次5月 : 直前オリエンテーション (1回目)
- ・ 3年次6月～9月 : 介護等体験 (1回目)
- ・ 3年次10月 : 直前オリエンテーション (2回目)
- ・ 3年次10月～3月 : 介護等体験 (2回目)

※1回目で社会福祉施設での体験を行った場合は、2回目で特別支援学校での体験を、1回目で特別支援学校での体験を行った場合は、2回目で社会福祉施設での体験を行う。

(2) 介護等体験に必要な費用等

介護等体験への参加にあたっては、次の費用等が必要になります。

なお、これは令和6年4月現在のものです。実際に皆さんが参加する際には変更になっている可能性がありますので、詳細は介護等体験オリエンテーションにて説明します。

- ・ 体験費用 (社会福祉施設) : 8,010 円
- ・ 体験費用 (特別支援学校) : 0 円 (ただし、県立学校の場合は証明書発行手数料 400 円が必要。)
- ・ 保険への加入 : 学生教育研究災害傷害保険 (学研災)、学研際付帯賠償責任保険 (A コース : 学生教育研究賠償責任保険) ※茨城大学では、原則として入学時に加入。
- ・ 健康診断書の提出 : 原則的には大学で実施した最新の健康診断の診断書の写し。施設によっては、それに加えて「細菌検査」が求められる場合があります。

(3) 介護等体験の証明書

介護等体験終了後、社会福祉施設・特別支援学校より、介護等体験を実施した証明書が交付されます。

この証明書は、次に示す免許状の取得手続きの際に必要なになります。この証明書が無いと免許状の交付を受けることが出来ませんので、決して紛失することなどの無いよう、大切に保管してください。

9. 免許状取得手続き

教員免許状の取得には、p.4で示した、A～Dの免許状取得要件を満たすことに加え、「E：免許状授与申請の手続き」を都道府県教育委員会に行う必要があります（免許状を発行するのは都道府県教育委員会であり、大学ではありません）。

授与申請の方法は、次の2つに分けられます。

（1）一括申請

4年次の秋頃、茨城大学の指定する単位の修得方法等により免許状取得要件を満たす見込みの者を対象に、大学がとりまとめて茨城県教育委員会に免許状授与申請を行う「一括申請」の受付を行います。

本来、免許状の授与申請は、全ての免許状取得要件を満たしていないと行えません（特に、在学中は「学士の学位を有すること」＝「大学の卒業」、を満たすことができません。）が、一括申請においては免許状の取得要件を充足する「見込み」で在学中に茨城県教育委員会に申請を行い、卒業式の日には免許状の交付を受けることが出来る仕組みです。特に、教員採用内定者は卒業直後の4月1日から免許状が必要になるので、必ず一括申請の手続きを行ってください。大学で要件を満たして取得した免許状は、都道府県を問わず有効ですので、茨城県以外での教員採用が決まっている場合も、一括申請で手続きを行うようにしてください。

なお、一括申請は「見込み」での申請になるため、結果的に必要な単位を充足できなかつたり、卒業できなかつたりするなど、取得要件を満たさなかつた場合には免許状は交付されません。

一括申請の具体的な時期や、必要な手続き書類等については4年次に掲示等でお知らせします。

（2）個人申請

卒業後（免許状の取得要件充足後）に、各自で都道府県教育委員会に免許状授与申請を行う方法です。9月卒業の場合には、一括申請に申し込むことができないため、個人申請を行ってください。

申請する都道府県により必要な書類や手続き方法が異なるため、詳細は各都道府県教育委員会に問い合わせてください。こちらの方法で授与を受けた場合でも一括申請同様、都道府県を問わず有効ですので、卒業後の居住地となる都道府県で手続きを行うとよいでしょう。

10. 教員採用試験

教師は魅力的な仕事です。日々子どもたちと過ごしていくなかで、ともに成長し、さまざまなドラマが生まれます。一生懸命勉強をし、誠実な努力をしていると、子どもたちは笑顔を返してくれ、本当に楽しく充実した人生を送ることができます。

しかし、教師になるためには、「教員採用試験」に合格しなくてはなりません。試験や形態は自治体によってさまざまです。正式には「公立学校教員採用候補者選考試験」といい、各都道府県教育委員会のほか、横浜市や福岡市などの政令指定都市の教育委員会ごとに実施しています。そのため、傾向や対策も教育委員会ごとに異なってきます。つまり、試験を受ける人は、受験を希望する教育委員会の情報を知る必要があります。まず、各教育委員会のホームページ等で、次のことを確認しましょう。

- ・募集人数と倍率
- ・各教育委員会が求める人物像
- ・大まかな試験日程
- ・試験内容と配点

なお、文部科学省では魅力ある優れた教師として、「使命感を持っている」「豊かな人間性がある」「確かな指導力」という3点を、とくに重視しています。教師として求めている人物像は、各教育委員会によって異なりますが、多くは熱意や意欲がある人を第一に求めています。求める人物像の例を以下に示します。これらの育成を心がけながら、教職課程の授業は勿論ですが、学生生活を過ごすことが大切です。

- ・情熱と意欲を持っている
- ・実践的な指導力・授業力がある
- ・明るくて柔軟な対応力を持つ
- ・思いやりがあって心が豊か
- ・使命感や責任感を持っている
- ・社会人としてのマナーを有している

茨城大学では、教員採用試験対策として下記のような支援を行っています。皆さんもぜひ参加してください。

「教採講座」：各都道府県教員採用試験を受験しようとする皆さんを対象とした「教員採用試験対策講座」（略称「教採講座」）を、3年次の10月頃から4年次の7月頃にかけて実施しています。

「教員就職・進路相談室」：教員への就職を希望する者を対象として、面接対策・集団討論・論文対策および教員採用試験対策に係る学修方法の相談等に年間を通じて応じています。相談を担当する全学教職センター就職指導講師は、学校長経験者であり、深い知識と経験でみなさんをサポートします。相談予約は、manabaのコース「教員就職・進路相談（全学教職センター）」（登録キー：6864893）で受け付けております。

また、茨城大学生協や出版社、就職予備校と連携し、教採対策模試や学内講座の受付を実施しています。

1 1. 教育関係ボランティアのお知らせ

ボランティア活動とは、社会福祉、教育、保健などの事業に対し、自発的・自主的に行われる無償の奉仕活動のことです。「ボランティア」という言葉は、「自由意思」を意味するラテン語のボランタスが語源になっているそうです。つまりボランティア活動で大切なことは、義務や功利から行うものではなく、あくまでも自分から主体的に取り組むものであるということです。

教育支援ボランティア活動は、学校を中心とした教育関係機関で、何らかの形で子どもたちの教育にかかわる活動を補助したり、支援したりする活動です。補助、支援するとは言いますが、教職を目指す学生のみなさんにとって教育支援ボランティア活動は、教育現場から多くのことを学ばせてもらえる貴重な体験の場です。子どもの実態理解とその対応の仕方、授業の進め方、現在の教育課題など、大学で学んでいる教職に関する知識が、実感を伴った実践的な学びへと深まる場なのです。また、教師を目指す上での自分自身の課題を見出すことにもつながります。

具体的に行っている主な教育支援ボランティア活動には、次のようなものがあります。

- ・ 幼稚園での保育補助や園行事のお手伝い
- ・ 小学校・中学校・高等学校での学習支援
- ・ 学校行事のお手伝い
- ・ 部活動などの課外活動の補助
- ・ 校外学習のお手伝い
- ・ 教育委員会主催事業への参加

(理科観察実験アシスタント、放課後子ども教室、学びの広場サポートプランなど)

これらはほんの一例で、地域の学校や教育関係機関から、毎年たくさんのボランティア活動の依頼が寄せられます。活動する時間帯や曜日なども様々ですので、自分が参加できそうな活動を選ぶことが可能です。

教師は多忙で、その仕事もたいへんだと言われています。しかし、それ以上に、やりがいや魅力のある仕事です。「百聞は一見にしかず」という言葉があります。積極的に教育支援ボランティア活動に参加し、教育の現場に行って、実際にその目で子どもたちや教育活動の様子を見て、自分もそれにかかわって、教師の仕事の魅力を肌で感じ取ってきましょう。

*教育支援ボランティア活動に参加したいと思った人は、manaba のコース「教育支援ボランティア」(登録キー：2060168)内のボランティア情報を参照いただくか、全学教職センターの事務室(教育学部A棟2階 A201)にご相談ください。

12. 教育インターンシップ (iOP)

茨城大学では、学部3年次の第3クォーターは「iOP (internship Off-campus Program) クォーター」として、原則的に必修科目を開講せず、学外における主体的な学びを促す期間として設定しており、期間中に実施できる様々な教育プログラムを学生に提供しております。

全学教職センターでは、学校現場を体験する機会に乏しい教育学部以外の学部から教職を目指す学生に対して、学校現場や実際の教師の仕事を身近に感じ、教職に就く意思・意欲を高める教育プログラムとして「教育インターンシップ」を提供しています。これまでに参加した学生からは、活動を通じて「教育に携わりたいという気持ちが強くなった。」「自身の課題を見つけることができた」などの声をいただいております。本活動は、教員免許の取得に必須の活動ではありませんが、教育実習前に学校現場を体験できる貴重な機会となっておりますので、少しでも関心があればぜひご参加ください。

なお、教育インターンシップの大まかな実施スケジュールは以下のとおりです。

- ・ 3年次7月上旬頃 : 教育インターンシップ参加者の募集、教育インターンシップガイダンス
- ・ 3年次7月下旬頃 : 教育インターンシップ事前指導及び実施校の決定
- ・ 3年次9～11月頃 : 教育インターンシップ実施
- ・ 3年次1月頃 : 教育インターンシップ事後指導（報告会）

13. Q&A

教職課程の履修にあたり、よくある質問をまとめました。

Q	高等学校の教師になりたいのですが、中学校の免許状も取得した方がいいですか。
A	都道府県によっては、中学校・高等学校を同一の採用区分で募集しており、中高両方の免許状が必要になるところもありますし、中高一貫教育校が増えているという社会的背景もあります。なお、卒業後に中学校の免許状を取得しようとする場合、ある程度の費用や時間がかかりますので、自分の希望する進路についてよく情報を収集し、判断するようにしてください。
Q	他学科対象の免許状を取得することは可能ですか。
A	他学科対象の免許状でも、単位修得などの必要な要件を満たすことで免許状を取得することは可能です。ただし、免許状に必要な授業を他学科学生も履修できるように時間割を調整しているわけではありませんし、授業によっては他学科学生の履修を制限しているものもあることから、取得を保証するものではありません。また、CAP制による年間の修得単位数の上限もあります。基本的には、所属学科に対応した免許状(p.3)のみ取得できると考えてください。
Q	卒業までに免許状に必要な単位を取得できませんでした。卒業後に免許状を取得することはできますか。
A	不足分の単位を科目等履修生などの制度で取得することで可能になります。また、免許状に必要な単位は、複数の大学で取得したものを合算して使用することも可能なため、他大学の科目等履修生や通信制の課程も利用できます。ただし、ある程度の費用や時間が必要になるため、可能な限り在学中に必要な要件を満たすことが望ましいでしょう。また、免許状に係る法律が改正されると、過去に修得した単位が使えなくなることもありますので注意してください。
Q	小学校の免許状を取得したいのですがどのような方法がありますか
A	茨城大学においては、教育学部のみ小学校の免許状が取得可能で、他の学部では在学中に小学校対応科目を履修することはできません。卒業後に科目等履修生や、他大学の通信制の課程で必要な単位を修得する必要があります。在学中には、隣接校種である中一種を取得しておくことをおすすめします。
Q	教師になりたいのですが、大学院へ進学して、より専門的な勉強もしたいと考えています。知っておくべき情報はありますか。
A	大学卒業を基礎資格とする「一種免許状」の他に、大学院修了を基礎資格とする「専修免許状」というものがあります。学部卒業時に一種免許状の取得要件を満たし、その校種・教科の専修免許状を取得可能な大学院に進学して必要な単位を修得することで、専修免許状を取得できます。 また、学部4年生の時に採用試験に合格した者が大学院への進学を希望する場合、一定の条件の下で採用時期を大学院修了まで先延ばしする制度（「採用候補者名簿登載猶予」などの名称で呼ばれています。）を導入している都道府県があります。制度の有無・内容については都道府県により異なるので、希望の進路や自分の目指す教師像を踏まえてよく情報を収集し、検討するようにしてください。
Q	採用試験が不合格で常勤講師や非常勤講師になった場合、正規教員と職種内容や給与等の待遇面で違いはありますか。
A	常勤講師でも非常勤講師でも、学校教育の現場で貴重な経験ができます。常勤講師は、教諭とほぼ同じ職務を担当します。非常勤講師は、主に教諭の職務の一部を担当します。 これらの経験は、次年度の採用試験を受ける際に、自分にとって大きな自信になります。給与等ですが、常勤講師の場合は任用の期限が付されているものの、若いうちは教諭とそれほど変わりません。非常勤講師は一般的には時給制ですが、県によって違いがあります。

<この手引きについて>

この手引きには、教職課程の履修について必要なことがまとめられています。4年間使用することになるので、大切に扱ってください。

教職課程の履修方法は、所属学部・学科だけでなく、入学年度によっても異なります。先輩や後輩の持っている手引きでは、あなたが教員免許を取得するための正確な情報は手に入りません。

また、この手引きの内容は令和6年4月時点のものであり、法改正等により変更されることがあります。その場合は掲示等で周知しますので、十分注意してください。